

香川県条例第1号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(13) 略				(1)～(13) 略			
(14) 香川県産 業技術センタ ー	機器使用料		<u>10,160円を超えない範囲 で規則で定める額</u>	(14) 香川県産 業技術センタ ー	機器使用料		
				エネルギー分散型X 線マイクロアナライ ザー		1時間当 たり	7,450円
				エネルギー分散型X 線マイクロアナライ ザー（走査電子顕微 鏡として使用する場 合に限る。）		1時間当 たり	5,590円
				電界放出型分析走査 電子顕微鏡		1時間当 たり	10,160円
				ゼータ電位測定装置		1時間当 たり	3,420円
				熱伝導率測定装置		1時間当たり	2,340円に 実費を基準として知事が

	定める材料費の額を加えた額	
多軸同時振動試験装置	1時間当たり	6,170円
三次元造形装置	1時間当たり	1,770円に実費を基準として知事が定める材料費の額を加えた額
超精密平面研削盤	1時間当たり	3,910円
レーザー加工機	1時間当たり	3,760円
5軸マシニングセンター	1時間当たり	4,360円
マシニングセンター	1時間当たり	3,480円
高温電気炉（ファインセラミックス用）	1時間当たり	3,160円
熱間等方圧加圧装置	1時間当たり	4,850円
微小・薄膜対応型X線回折装置	1時間当たり	5,340円
X線回折装置	1時間当たり	3,370円
高温型示差走査熱量測定装置	1時間当たり	3,700円
波長分散型蛍光X線分析装置（4キロワット）	1時間当たり	4,770円
大型膜型反応装置	1日につき	6,030円
高速液体クロマトグラフ質量分析計	1時間当たり	5,760円
万能材料試験機、恒温恒湿器その他の機	1日につき き又は1	1日について は2,910円を

					器の使用料	時間当たり	超えない範囲で、1時間については3,030円を超えない範囲で規則で定める額
(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	略 機器使用料	4,240円を超えない範囲で規則で定める額	(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	略 機器使用料	大型ジャーファーマンター (30リットル)	1日につき	2,470円
					高速液体クロマトグラフ (アミノ酸の成分を分析する場合に限る。)	1時間当たり	1,940円
					超高速液体クロマトグラフ	1時間当たり	1,600円
					ガスクロマトグラフ	1時間当たり	2,820円
					質量分析計	1時間当たり	1,700円
					ヘッドスペースガスクロマトグラフ	1時間当たり	4,240円
					味認識装置 (センサーを除く。)	1時間当たり	1,330円
					X線元素分析装置付卓上顕微鏡	1時間当たり	1,460円
					自動製麹装置	1日につき又は1時間当たり	1日については570円を超えない範囲で、1時間については1,180円を超えない範囲で規則で定
					高速液体クロマトグラフ (アミノ酸の成分を分析する場合を除く。)、原子吸光分析装置その他の機器の使用料		

(16) 略	略		
(17) 香川県新規産業創出支援センター	インキュベート工房使用料 利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで 利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降	<u>1月1平方メートル</u> <u>1月1平方メートル</u>	<u>1,540円</u> <u>1,840円</u>
(18)～(28) 略	略		
(29) 香川県立五色台少年自然センター	研修室	1日	<u>1万円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
(30)～(35) 略	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 納税証明手数料（香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第92条及び第95		<u>1件</u>	400円

(16) 略	略			める額
(17) 香川県新規産業創出支援センター	インキュベート工房使用料 利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで 利用開始日から起算して5年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降	<u>1月1平方メートル</u> <u>1月1平方メートル</u>	<u>2,570円</u> <u>3,080円</u>	
(18)～(28) 略	略			
(29) 香川県立五色台少年自然センター	研修室	1日	<u>8,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>	
(30)～(35) 略	略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 納税証明手数料（香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第92条及び第95		<u>1枚</u>	400円

条の規定による納税証明を除く。)			
3 免税軽油使用者証明手数料		1件	400円
4～250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	10,100円
252～370 略			
371 砂利採取計画認可申請手数料		1件	33,900円
372 砂利採取計画変更認可申請手数料		1件	15,000円
373・374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	非破壊試験	5,060円を超えない範囲で規則で定める額	
	組織試験	3,320円を超えない範囲で規則で定める額	
	形状試験	2,690円を超えない範囲で規則で定める額	
	金属材料試験	7,160円を超えない範囲で規則で定める額	

条の規定による納税証明を除く。)			
3 免税軽油使用者証明手数料		1枚	400円
4～250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	9,000円
252～370 略			
371 砂利採取計画認可申請手数料		1件	37,000円
372 砂利採取計画変更認可申請手数料		1件	17,000円
373・374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	非破壊試験		
	放射線透過試験	1件	5,060円
	超音波探傷試験	1件	1,960円
	組織試験		
	顕微鏡試験	1件	3,320円
	マクロ試験	1件	3,230円
	形状試験		
	形状測定	1項目	2,690円
	金属材料試験		
	強度試験		
	丸鋼又は異形棒鋼の場合	1件	2,770円
	その他の場合	1件	1,340円
	硬さ試験	1件	1,300円
	硬さ分布試験	1件10箇所	1,300円

窯業材料試験	29,520円を超えない範囲 で規則で定める額
木竹材料試験	4,230円を超えない範囲 で規則で定める額
精密測定試験	1,260円を超えない範囲 で規則で定める額
その他材料試験	16,190円を超えない範囲 で規則で定める額
略	
鉍産物（粘土を含む。） 分析	4,320円を超えない範囲 で規則で定める額

応力・ひずみ試験	所までごと 1件	2,750円
物理試験	1項目	1,490円
特殊物理試験	1項目	4,370円
塩水噴霧試験	1件24時 間までごと	7,160円
塩水噴霧サイクル試験	1件24時 間までごと	5,350円
窯業材料試験		
強度試験	1件	1,310円
耐寒試験	1測定	5,800円
凍結融解試験	1測定	29,520円
粒度試験	1件	4,940円
物理試験	1項目	1,460円
特殊物理試験	1項目	4,250円
木竹材料試験		
強度試験	1件	1,340円
物理試験	1項目	1,470円
特殊物理試験	1項目	4,230円
精密測定試験		
表面粗さ試験	1件	1,260円
その他材料試験		
強度試験	1件	1,340円
物理試験	1項目	1,460円
特殊物理試験	1項目	4,230円
耐候性試験	1件24時 間までごと	16,190円
微構造観察試験	1件	8,120円
略		
鉍産物（粘土を含む。） 分析		

金属分析

4,320円を超えない範囲
で規則で定める額

その他分析

4,320円を超えない範囲
で規則で定める額

略

食品・食品原料分析

25,720円を超えない範囲
で規則で定める額

定性分析	1成分	2,920円
定量分析	1成分	3,600円
特殊定性分析	1成分	3,650円
特殊定量分析	1成分	4,320円

金属分析

定性分析	1成分	2,920円
定量分析	1成分	3,600円
特殊定性分析	1成分	3,640円
特殊定量分析	1成分	4,320円

その他分析

定性分析	1成分	2,920円
定量分析	1成分	3,600円
特殊定性分析	1成分	3,610円
特殊定量分析	1成分	4,320円

略

食品・食品原料分析

液体分析

色度（醤油に限る。）	1件	340円
比重	1件	670円
屈折示度測定	1件	640円
PH	1件	630円
塩分・塩素	1件	1,060円
無塩可溶性固形分 （醤油に限る。）	1件	1,700円
全窒素・たんぱく 質	1件	1,170円
ホルモール窒素	1件	1,240円
エキス	1件	1,230円
水分	1件	1,220円
アルコール	1件	1,230円
全糖	1件	1,210円
直糖	1件	1,210円
糖質	1件	23,610円
酸度	1件	1,200円
滴定酸度（醤油に	1件	1,200円

限る。)		
灰分	1件	1,540円
脂質	1件	1,610円
食物繊維	1件	18,060円
水分活性	1件	1,810円
エネルギー (たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	1件	23,610円
エネルギー (たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	1件	5,550円
一般生菌	1件	1,520円
真菌	1件	1,520円
大腸菌群	1件	1,520円
大腸菌 (E. coli)	1件	2,160円
黄色ブドウ球菌	1件	1,850円
耐熱性芽胞菌	1件	1,530円
乳酸菌	1件	2,140円
固体分析		
屈折示度測定	1件	640円
PH	1件	630円
塩分・塩素	1件	1,390円
全窒素・たんぱく質	1件	1,540円
水分	1件	1,540円
アルコール	1件	1,560円
全糖	1件	1,450円
直糖	1件	1,450円
糖質	1件	25,640円
酸度	1件	1,560円
滴定酸度 (みそに限る。)	1件	1,620円

<u>N性</u>	1件	1,560円
<u>灰分</u>	1件	1,720円
<u>脂質</u>	1件	1,920円
<u>食物繊維</u>	1件	18,900円
<u>水分活性</u>	1件	1,840円
<u>エネルギー (たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)</u>	1件	25,640円
<u>エネルギー (たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)</u>	1件	6,740円
<u>一般生菌</u>	1件	1,520円
<u>真菌</u>	1件	1,520円
<u>大腸菌群</u>	1件	1,520円
<u>大腸菌 (E. coli)</u>	1件	2,160円
<u>黄色ブドウ球菌</u>	1件	1,840円
<u>耐熱性芽胞菌</u>	1件	1,530円
<u>乳酸菌</u>	1件	2,140円
<u>特殊分析</u>		
<u>有機酸</u>	1成分	4,800円
<u>無機成分</u>	1成分	4,530円
<u>保存料</u>	1成分	4,550円
<u>着色料</u>	1成分	4,570円
<u>漂白剤</u>	1成分	4,530円
<u>アミノ酸組成</u>	1成分	4,780円
<u>γアミノ酪酸</u>	1成分	9,490円
<u>核酸関連物質</u>	1成分	4,670円
<u>合成甘味料</u>	1成分	4,710円
<u>ぶどう糖・しょ糖・果糖</u>	1成分	6,330円
<u>D-ブシコース</u>	1件	7,620円
<u>アロース</u>	1件	7,620円

					ソルビトール 1件 6,940円 レブリン酸 1件 2,860円 酸価(油脂の場合) 1件 2,870円 酸価(固形物の場合) 1件 11,310円 過酸化価(油脂の場合) 1件 2,870円 過酸化価(固形物の場合) 1件 10,680円 紫外線吸光度 1件 2,220円 総ポリフェノール(液体(油脂を除く。))の場合) 1件 8,080円 総ポリフェノール(固形物又は油脂の場合) 1件 10,910円 オレウロペイン 1件 20,480円 全プロテアーゼ活性 1件 6,420円 小麦DNA(電気泳動法) 1件 19,500円 活性酸素消去能(ORAC法) 1件 20,550円 その他 1件 実費を基準として知事が定める額
	略			略	
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析	25,720円を超えない範囲で規則で定める額	376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析	液体分析 色度(醤油に限る。) 1件 340円 比重 1件 670円 屈折示度測定 1件 640円 PH 1件 630円 塩分・塩素 1件 1,060円 無塩可溶性固形分 1件 1,700円

(醤油に限る。)		
全窒素・たんぱく質	1件	1,170円
ホルモール窒素エキス	1件	1,240円
水分	1件	1,230円
アルコール	1件	1,220円
全糖	1件	1,230円
直糖	1件	1,210円
糖質	1件	23,610円
酸度	1件	1,210円
滴定酸度(醤油に限る。)	1件	1,200円
灰分	1件	1,540円
脂質	1件	1,610円
食物繊維	1件	18,060円
水分活性	1件	1,810円
エネルギー(たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	1件	23,610円
エネルギー(たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	1件	5,550円
一般生菌	1件	1,520円
真菌	1件	1,520円
大腸菌群	1件	1,520円
大腸菌(E. coli)	1件	2,160円
黄色ブドウ球菌	1件	1,850円
耐熱性芽胞菌	1件	1,530円
乳酸菌	1件	2,140円
固体分析		
屈折示度測定	1件	640円

<u>PH</u>	1件	630円
<u>塩分・塩素</u>	1件	1,390円
<u>全窒素・たんぱく質</u>	1件	1,540円
<u>水分</u>	1件	1,540円
<u>アルコール</u>	1件	1,560円
<u>全糖</u>	1件	1,450円
<u>直糖</u>	1件	1,450円
<u>糖質</u>	1件	25,640円
<u>酸度</u>	1件	1,560円
<u>滴定酸度（みそに限る。）</u>	1件	1,620円
<u>N性</u>	1件	1,560円
<u>灰分</u>	1件	1,720円
<u>脂質</u>	1件	1,920円
<u>食物繊維</u>	1件	18,900円
<u>水分活性</u>	1件	1,840円
<u>エネルギー（たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合）</u>	1件	25,640円
<u>エネルギー（たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合）</u>	1件	6,740円
<u>一般生菌</u>	1件	1,520円
<u>真菌</u>	1件	1,520円
<u>大腸菌群</u>	1件	1,520円
<u>大腸菌（E. coli）</u>	1件	2,160円
<u>黄色ブドウ球菌</u>	1件	1,840円
<u>耐熱性芽胞菌</u>	1件	1,530円
<u>乳酸菌</u>	1件	2,140円
<u>特殊分析</u>		
<u>有機酸</u>	1成分	4,800円

略

略

無機成分	1成分	4,530円
保存料	1成分	4,550円
着色料	1成分	4,570円
漂白剤	1成分	4,530円
アミノ酸組成	1成分	4,780円
γアミノ酪酸	1成分	9,490円
核酸関連物質	1成分	4,670円
合成甘味料	1成分	4,710円
ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	1成分	6,330円
ソルビトール	1件	6,940円
レブリン酸	1件	2,860円
酸価（油脂の場合）	1件	2,870円
酸価（固形物の場 合）	1件	11,310円
過酸化物価（油脂 の場合）	1件	2,870円
過酸化物価（固形 物の場合）	1件	10,680円
紫外線吸光度	1件	2,220円
総ポリフェノール （液体（油脂を除 く。）の場合）	1件	8,080円
総ポリフェノール （固形物又は油脂 の場合）	1件	10,910円
オレウロペイン	1件	20,480円
全プロテアーゼ活 性	1件	6,420円
活性酸素消去能（ ORAC法）	1件	20,550円
その他	1件	実費を基準と して知事が定 める額

377～419 略

420 家畜検査 手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
	ブルセラ病検査	1頭1回	400円
	結核病検査	1頭1回	360円
	ヨーネ病検査		
	スクリーニング法による検査	略	
	略		
	腐蝕病検査	略	
	牛ウイルス性下痢・ 粘膜病検査		
	エライザ法による検査	1頭1回	790円
	PCR法による検査	1頭1回	830円
	牛白血病検査		
	抗体検査	1頭1回	700円
	PCR法による検査	1頭1回	1,110円
	略		
	トキソプラズマ病検査	略	
	豚繁殖・呼吸障害症候群検査	1頭1回	810円
	鶏マイコプラズマ病	略	

377～419 略

420 家畜検査 手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
	ブルセラ病検査	1頭1回	300円
	結核病検査	1頭1回	300円
	ヨーネ病検査		
	酵素免疫測定法による検査	1頭1回	830円
	略		
	略		
	腐蝕病検査	略	
	牛白血病検査	1頭1回	700円
	略		
	トキソプラズマ病検査	略	
	略		
	鶏マイコプラズマ病	略	

検査			
421~500 略			
501 土地収用法以外の法律による裁決申請手数料	略		
501の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項、第19条第1項、第27条第1項又は第37条第1項の裁定申請手数料	損失補償の見積額		
	<u>10万円以下</u>	<u>1件</u>	<u>27,000円</u>
	<u>10万円を超え100万円以下</u>	<u>1件</u>	<u>27,000円に損失補償の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</u>
	<u>100万円を超え500万円以下</u>	<u>1件</u>	<u>75,600円に損失補償の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額</u>
	<u>500万円を超え2,000万円以下</u>	<u>1件</u>	<u>211,600円に損失補償の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額</u>
	<u>2,000万円を超え1億円以下</u>	<u>1件</u>	<u>264,100円に損失補償の見積額の2,000</u>

検査			
421~500 略			
501 土地収用法以外の法律による裁決申請手数料	略		

			万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額		
	1億円を超える場合	1件	360,100円		
502 特殊車両の通行許可手数料	略			502 特殊車両の通行許可手数料	略
503~598	略			503~598	略
備考	略			備考	略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部501の項の次に501の2の項を加える改正規定は同年6月1日から、別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(29)の項の改正規定は規則で定める日から施行する。